

中国四国管区警察局総務監察・広域調整部 高速道路管理室 標準文書保存期間基準

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の措置
人事管理に関する事項		勤務時間管理	休暇計画	令和〇年 年次休暇及び夏季休暇計画表	3年	廃棄
		勤務時間管理	休暇簿	令和〇年 休暇簿・週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更簿・代休日指定簿	5年	廃棄
		勤務時間管理	給与	令和〇年 超過勤務等命令簿	6年	廃棄
		勤務時間管理	給与	令和〇年 管理職員特別勤務実績簿・整理簿	6年	廃棄
		勤務時間管理	出勤簿	令和〇年 出勤簿	5年	廃棄
		勤務時間管理	日誌	令和〇年 勤務日誌	1年	廃棄
		勤務時間管理	勤務指定	令和〇年 勤務指定書	1年	廃棄
		勤務時間管理	勤務時間変更	令和〇年 申告・割振り簿	5年	廃棄
		勤務時間管理	勤務時間変更	令和〇年 早出遅出勤務申請書	5年	廃棄
		勤務時間管理	日誌	令和〇年度 運転日誌	1年	廃棄
		勤務時間管理	テレワーク	令和〇年 テレワーク申請書・同意書	5年	廃棄
		職員管理	身上把握	職員身上把握・指導	常用	廃棄
		人事管理	発令	令和〇年 人事配置命令簿	30年	廃棄
業務管理に関する事項		交通管制	緊急事件手配(受理)	令和〇年 緊急事件手配(受理)簿	1年	廃棄
		交通管制	交通規制状況	令和〇年 交通規制状況等調査表	1年	廃棄
		交通管制	通信記録	令和〇年 通信記録簿	1年	廃棄
		情報通信	確認書・点検報告書	令和〇年度 異動期における点検報告書	1年	廃棄
		情報通信	管理簿	令和〇年度 外部記録媒体・端末等持ち出し簿	5年	廃棄
		情報通信	管理簿	令和〇年度 外部記録媒体管理簿	5年	廃棄
		情報通信	無線機一覧	令和〇年 無線機配置一覧表	5年	廃棄
		情報通信	出納簿	令和〇年 無線機器出納簿	1年	廃棄
		情報通信	申請書	令和〇年度 警察庁WANシステム申請書	1年	廃棄

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の措置
業務管理に関する事項		情報通信	申請書	令和〇年度 個人所有携帯電話機使用申請書	5年	廃棄
		高速道路の企画・運用	交通規制協議	令和〇年 高速道路交通規制協議	3年	廃棄
交通規制に関する事項		交通統計	交通事故等統計	令和〇年 管区内高速道路交通統計	3年	廃棄
交通統計に関する事項	(2)	支出等関係	物品管理	物品供用簿	5年	廃棄
予算及び決算に関する事項(第14号)	(2)	支出等関係	物品管理	令和〇年度 物品使用書	5年	廃棄
	(2)	支出等関係	物品管理	令和〇年度 物品の点検結果報告書	1年	廃棄
	(2)	支出等関係	物品管理	令和〇年度 郵便切手受払簿	5年	廃棄
		支出等関係	物品管理	令和〇年度 物品供用官交替引継書	5年	廃棄
	(2)	支出等関係	旅費	令和〇年度 旅行命令(依頼)簿	5年	廃棄
文書の取扱いに関する事項		公文書取扱	文書接受・発送	令和〇年 発議簿	10年	廃棄
		公文書取扱	文書接受・発送	令和〇年 収受件名簿	5年	廃棄
		公文書取扱	公文書管理法運用	標準文書保存期間基準	常用	廃棄
		支出等関係	文書廃棄	令和〇年度 支出等関係文書廃棄書	5年	廃棄
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯(第11、12)		個人情報保護	管理簿	保有個人情報管理簿	常用	廃棄
庶務に関する事項		高速道路管理	企画・庶務	管理室沿革誌	常用	廃棄

備考

- 保存期間の設定に際しては、警察庁における行政文書の管理に関する訓令(平成23年警察庁訓令第9号)第13条第4項(歴史公文書等)及び第5項(意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書)に該当するものを除き、次の類型に該当する文書その他文書管理者が1年以上の保存を要しないと判断する文書については、保存期間を1年未満とすることができる。
  - 正本が別に管理されている行政文書の写し
  - 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
  - 出版物や公表物を編集した文書
  - 警察庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
  - 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
  - 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- 前項の規定により1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含むなど、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

※ 事項欄には、警察庁における行政文書の管理に関する訓令別表第1に示されたものの「事項」に該当するかを記載する。(なお、別表第1に示された「事項」に該当しない場合は、行政文書ファイルが作成される業務の内容を簡記すること。)

※ 業務欄には、警察庁における行政文書の管理に関する訓令別表第1に示されたものの「業務」に該当するか番号を記載する。(なお、別表第1において「業務」欄が区分されていない場合で、同表の定める保存期間が適用されるものについては「〇」印を記載し、適用されないものについては空欄とすること。)